

答申第 277 号

平成 17 年 8 月 10 日

神奈川県公安委員会
委員長 小沢一彦 殿

神奈川県情報公開審査会
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 6 日付けで諮問された特定の警察署で受理した仕事上のトラブルに関する 110 番事案内容一部非公開の件（諮問第 315 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の警察署で受理した仕事上のトラブルに関する 110 番事案内容を一部非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 13 年 6 月中に特定の警察署で受理した仕事上のトラブルに関する 110 番事案内容（以下「本件行政文書」という。）について、神奈川県警察本部長（以下「本部長」という。）が、平成 16 年 9 月 16 日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件行政文書の非公開部分を公開するとともに、本件行政文書に決裁印を押している署長、副署長、担当次長、課長及び課員（以下「署長等」と総称する。）の氏名及び住所を明らかにしてほしい。

イ 本件行政文書に係る 110 番通報は事実ではなく、自分は通報していないのに、あたかも通報したかのようにでっち上げられた。

警察は、事実のない 110 番事案の書類を作っているので、署長等を刑法第 156 条の虚偽有印公文書作成罪及び同行使罪で告訴するために、印影など消さないで、住所、氏名等を全部教えてもらいたい。

ウ 実施機関が非公開とした部分の理由及び説明についての意見はない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 13 年 6 月中に特定の警察署が受理した仕事上のトラブルに係る 110 番事案内容の写しである。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得る情報であり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

- a 警部補以下の警察官の氏名及び印影
- b 通報者の住所、氏名、生年月日、年齢及び電話番号
- c 関係者の住所、氏名、生年月日及び年齢
- d 通報者及び関係者の職業に関する情報
- e 発生場所の居宅住所、名前及び電話番号

(イ) 仕事上のトラブルの内容には、通報者と関係者双方からの任意の供述に基づいて記述された状況が具体的に表現されている。これらは、自己の内心を吐露したものなど個人の人格と密接に関係する情報であるため、当該個人が識別され、若しくは識別され得る情報を非公開とした場合であっても、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがある情報である。

したがって、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

(ア) 110 番事案内容は、警察本部から管轄警察署のコンピュータ端末に転送された 110 番事案を出力した文書であって、何人にも閲覧、縦覧等を認める法令又は条例の規定は存在しないので、条例第 5 条第 1 号ただし書アには該当しない。

(イ) 警部補以下の階級にある者（相当職を含む。）の氏名は、昭和 46 年以降、神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和 48 年以降、新聞の異動記事でも公表されていないことから、当該情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められない。

このことは、平成 15 年 9 月 1 日付け答申第 148 号においても明らかである。

したがって、警部補以下の警察官の氏名及び印影は、条例第 5 条第 1 号ただし書イには該当しない。

(ウ) 本件行政文書に記載された通報者と関係者のトラブルの内容は、警察官の職務に関わる情報ではなく、通報者と関係者自身の個人的事情に関する情報であり、公務員の職務遂行の内容に係る情報とは認められず、条例第5条第1号ただし書ウには該当しない。

(エ) 本件行政文書に記載されている情報は、110番通報事案の内容に関する情報である。そもそも110番制度とは、その通報内容が外部に漏れないということを前提に、通報者である県民との信頼関係の上で成り立っているものであることから、本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報には該当しない。

(3) その他

ア 本件行政文書は、実際になされた110番通報に基づき、通報を受けた警察官が現場で対応した具体的内容について、事実をありのままに記載したものの写しである。

イ 不服申立人は、本件行政文書の決裁欄に押印している署長等の氏名及び住所を明らかにしてほしい旨主張しているが、本件処分において非公開とされている情報の公開を求める主張ではないため、本件処分に対する不服申立ての理由には当たらない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成13年6月中に特定の警察署が受理した仕事上のトラブルに関する110番通報事案について、通報内容をコンピュータ端末から出力し、さらに警察官が現場で把握した状況や措置結果等を書き込んだ文書の写しである。

(3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

条例第 5 条第 1 号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

(ア) 条例第 5 条第 1 号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

b 無記名の個人の著作物等に係る人格権、財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下のことを判断するに当たり、特に必要と認める場合に限って、この点について触れることとする。

(ウ) 本件行政文書のうち、次に掲げるものは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

a 警部補以下の警察官の氏名及び印影

b 通報者の住所、氏名、生年月日、年齢及び電話番号

c 関係者の住所、氏名、生年月日及び年齢

d 通報者及び関係者の職業に関する情報

e 発生場所の居宅住所、名前及び電話番号

(エ) 本件行政文書のうち、通報者と関係者のトラブルの内容は、自己の内心を吐露したものなど個人の人格と密接に関係する情報であるため、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 前記ア(ウ)aからeまでに掲げる情報及び通報者と関係者のトラブルの内容は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、同号ただし書ウの公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書ア、ウ又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

実施機関は、警察職員の氏名について、神奈川県職員録や新聞の異動記事で公表されている警部以上の階級にある者(相当職を含む)の氏名を除き、「慣行として公にされている情報」には該当しないことから、非公開とすべき旨説明している。

この点について、当審査会で調査したところ、昭和46年以降、警部補以下の氏名は神奈川県職員録に掲載されておらず、また昭和48年以降、新聞の異動記事でも公表されていない事実が認められる。

したがって、警部補以下の警察官の氏名は、慣行として公にすることが予定されている情報とは認められず、印影もこれと同様に解すべ

きであることから、警部補以下の警察官の氏名及び印影は同号ただし書イに該当しないと判断する。

(4) その他

ア 不服申立人は、自分は通報していないのに、あたかも通報したかのようにならされたものとして、署長等を告訴するために公開が必要である旨を主張している。

しかし、条例の趣旨は県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障するものであり、実施機関による公開・非公開の判断は、不服申立人の主張するような個別の事情を考慮して行われるものではなく、条例の規定に基づいて行われるものである。

イ 不服申立人は、本件行政文書の決裁欄に押印している署長等の氏名及び住所を明らかにしてほしい旨主張しているが、実施機関が説明するとおり、この主張は、本件処分に対する不服申立ての理由を述べているものではないので、当審査会は、当該主張について意見を述べる立場にならない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 10 月 7 日	諮問受理
平成 16 年 10 月 13 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
11 月 9 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 11 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付し、非公開等理由説明書に対する意見書の提出を依頼
平成 17 年 5 月 25 日 (第 42 回部会)	審議
6 月 3 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
6 月 13 日 (第 43 回部会)	審議
7 月 11 日 (第 44 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 8 月 10 日現在）（五十音順）